

アジア食市場開拓ハンズオン支援業務委託契約書（案）

公益財団法人佐賀県産業振興機構さが県産品流通デザイン公社（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、アジア食市場開拓ハンズオン支援業務の委託について、次のとおり契約を締結する。

（総則）

第1条 甲は、アジア食市場開拓ハンズオン支援業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙は、これを受託するものとする。

（委託業務内容）

第2条 乙は、この契約書に定めるもののほか、別添「業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）及び甲の指示に基づき、委託業務を実施しなければならない。

（委託期間）

第3条 委託業務の委託期間は、契約締結の日から令和9年3月19日までとする。

（委託料）

第4条 委託業務の委託料（以下「委託料」という。）は、金 0,000,000円（うち消費税及び地方消費税相当額金 000,000円）とする。

（委託業務の処理方法）

第5条 乙は、委託業務を甲が別に定める委託業務に関する仕様書及び甲の指示に従って処理しなければならない。

（再委託）

第6条 乙は、甲の承諾を得て、委託業務の一部を再委託できるものとする。

2 前項の場合において、乙は、再委託した業務のすべてについて責任を負わなければならない。

（権利の譲渡等の禁止）

第7条 乙は、この契約から生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならない。

（実地調査等）

第8条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の実施状況、委託料の用途その他必要な事項について報告を求め、又は実地調査することができる。

(事故等の報告)

第9条 乙が委託業務の履行に支障が生じるおそれがある事故等の発生を知り得たときは、その発生の帰責の如何にかかわらず、直ちにその旨を甲に報告して速やかに応急措置を講じるとともに、遅滞なく書面により詳細な報告及び今後の方針案を提出するものとする。

(業務報告書の提出)

第10条 乙は、委託業務を完了したときは、速やかに業務報告書を甲に提出しなければならない。

- 2 甲は、前項の業務報告書の提出を受けた場合には、その内容を審査し、適切と認めるときは、乙にこれを通知するものとする。

(委託料の請求及び支払)

第11条 乙は、前条第2項の審査に合格したときは、委託料の支払請求書を甲に提出することができる。

- 2 甲は、前項の規定による支払請求書の提出があったときは、その日から起算して30日以内に乙に委託料を支払わなければならない。

(契約不履行の場合の措置)

第12条 乙の責に帰すべき理由により、契約期間内に契約を履行しない場合は、甲は乙に対し遅延損害金を請求することができる。

- 2 前項の損害金は、委託料に対して遅延日数に応じ年3.0%の割合を乗じて計算した金額とする。
- 3 甲の責に帰すべき理由により、前条の規定による委託料の支払が遅れた場合には、乙は甲に対して年3.0%の割合で遅延利息の支払を請求することができる。

(制作物の権利)

第13条 この委託業務を通じて、乙が新たに映像や画像等を制作する場合、著作権（著作権法第21条から第28条に定める全ての権利を含む）は甲に帰属するものとする。

(契約の解除)

第14条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 乙がその責めに帰する理由によりこの契約に違反したとき。
- (2) 乙が委託期間内に委託業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- (3) 支払いの停止があったとき、または乙が仮差押、差押、競売、破産、会社更生手続開始もしくは特別精算開始の申し立てを受けたとき。
- (4) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
- (5) 租税公課の滞納処分を受けたとき。
- (6) 自己又は自社の役員等が、次のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は

次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(7) 乙から契約の解除の申し出があったとき。

2 甲は、前項の規定による契約の解除によって生じた乙の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

(違約金)

第15条 前条の規定により甲が契約を解除したとき、乙は、委託料の100分の10の金額を違約金として甲の指定する期限までに支払わなければならない。

2 前項の規定による違約金の徴取は、甲の損害賠償の請求を妨げない。

3 乙が第1項の規定により甲から違約金の請求を受けた場合において、乙が甲の定める期限までに支払わないときは、乙は期限の翌日から違約金支払日までの日数に応じて、違約金に年

3.0%の割合を乗じて計算した遅延利息を支払わなければならない。

(損害賠償)

第16条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 乙は、委託業務の実施について第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(証拠書類)

第17条 乙は、委託業務に係る収支の状況を明らかにした書類及び帳簿を整備し、委託業務完了後5年間保管しなければならない。

(秘密の保持等)

第18条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を第三者に開示又は漏えいしてはならない。

ただし、公知となった情報、また、甲から開示を受けたときに既に公知であった情報はその限りではない。

- 2 前項の規定は、本契約が終了又は解除された後においても同様とする。
- 3 乙は、この契約による事務を処理するにあたり、個人情報を取り扱う場合は、別記1「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(存続事項)

第19条 本契約終了後も、第8条(実地調査等)、第13条(制作物の権利)、第16条(損害賠償)、第18条(秘密の保持等)、及び本条は有効に存続するものとする。

(費用の負担)

第20条 この契約の履行に関し必要な費用及び委託料の支払いに係る振込手数料は、乙の負担とする。

(協議)

第21条 この契約に定める事項について疑義が生じた場合又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 住所 佐賀県佐賀市城内1丁目1番59号
氏名 公益財団法人佐賀県産業振興機構
さが県産品流通デザイン公社
所長 石井 法子 印

乙 住所 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
氏名 (法人名)
(代表者 職氏名) 印